

自動登録とは、家畜改良センターへの出生報告と授精データから雌牛を自動的に血統登録するものです。

申込書を記入する手間がありません！

通常血統登録申込みでは1頭毎に申込書の記入が必要ですが、自動登録はその必要はありません。家畜改良センターへの出生報告と、定期的な授精報告をすれば血統登録証明書が自動的に発行されます。

移動証明の申込みは必要ありません！

導入した母牛から生まれた子牛の登録には、通常では母牛の移動証明が必要ですが、自動登録ではその必要はありません。家畜改良センターへの転入報告があれば、雌産子を登録できます。

血統登録証明書の発行が早くなります！

自動登録は1頭毎の申込みが不要なため、血統登録証明書がお手元に届くまでの時間が短縮されます。雌牛が出生した翌月までには登録しています。

登録料金が安くなります！

自動登録は飼養しているすべての牛を登録して頂くために、通常よりも500円ほど安い料金設定をしております。

自動登録のお申込み・お問い合わせは、各都府県の当協会支部・承認団体の登録事務担当者まで。

自動登録、
はじめませんか？



自動登録、 はじめるなら…



1 同意書 は提出していますか？

「牛個体識別全国データベースの情報利用同意書」を当協会に提出しているかを確認して下さい。

2 授精報告方法 は決まっていますか？

授精報告は、「インターネットで報告する方法」と「牛群検定繁殖情報を利用する方法」があります。それ以外でも電子データ化された授精記録があれば可能です。

3 過去1年間 の授精報告ができますか？

自動登録を開始した月から生まれた雌牛を登録するために、過去1年間の授精報告が必要となります。

4 無登録牛 はいますか？

自動登録は飼養している全ての乳用種雌牛を登録することとしています。

- 受精卵移植生産牛、輸入牛および雄牛は自動登録の対象外となります。通常の血統登録申込書が必要です。
- 子牛が生まれたら速やかに(独)家畜改良センター個体識別部へ出生報告をしていただくようお願いします。出生報告が10ヵ月以上(ジャージー種は1年以上)遅れると超過料金となりますのでご注意願います。
- 下記①～⑤に相当する雌牛は、出生報告後1週間以内に自動登録実施農家連絡書を FAX もしくはメールでご連絡願います。なお、インターネットでは(独)家畜改良センター個体識別部への出生報告と同時に送信可能な「補足情報報告システム」もご利用いただけます。
 - ①希望名号をつけたい場合 ②雌多子、赤白斑紋、異常斑紋の牛が生まれた場合
 - ③虚弱体質や異性双子などで登録を延期する場合 ④死亡、虚弱体質および異性双子などで登録を取り消す場合
 - ⑤同一発情期に2頭以上の異なる種雄牛を授精した場合
- 牛群検定繁殖情報を利用して授精報告をする場合は、飼養牛全頭を牛群検定に加入し、必ず検定時に授精報告をして下さい。また「分娩予定牛一覧」を4ヵ月間隔でお送りしますので、授精記録をご確認の上、修正があれば支部・承認団体まで FAX 連絡をお願いします。
- インターネットで授精報告する場合は、交配の都度すべての授精記録を入力していただくようお願いします。